

東京電力福島第一原子力発電所の 規制の概要について

2019年8月4日

竹内 淳

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長



- 東京電力福島第一原子力発電所の規制の概観
- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ
- 福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量限度
- まとめ

The Outline of Regulation for Fukushima Daiichi NPS



- 1Fについては、施設の状態に応じた適切な管理を行うことが不可欠
- 2012年11月7日、原子力規制委員会は、1Fを特別な管理を必要とする「特定原子力施設」に指定
- 東京電力に1Fの保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項（「措置を講ずべき事項」）を提示
- 東京電力は、「措置を講ずべき事項」に基づき「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（「実施計画」）を策定
- 原子力規制委員会は、2013年8月14日にこれを認可



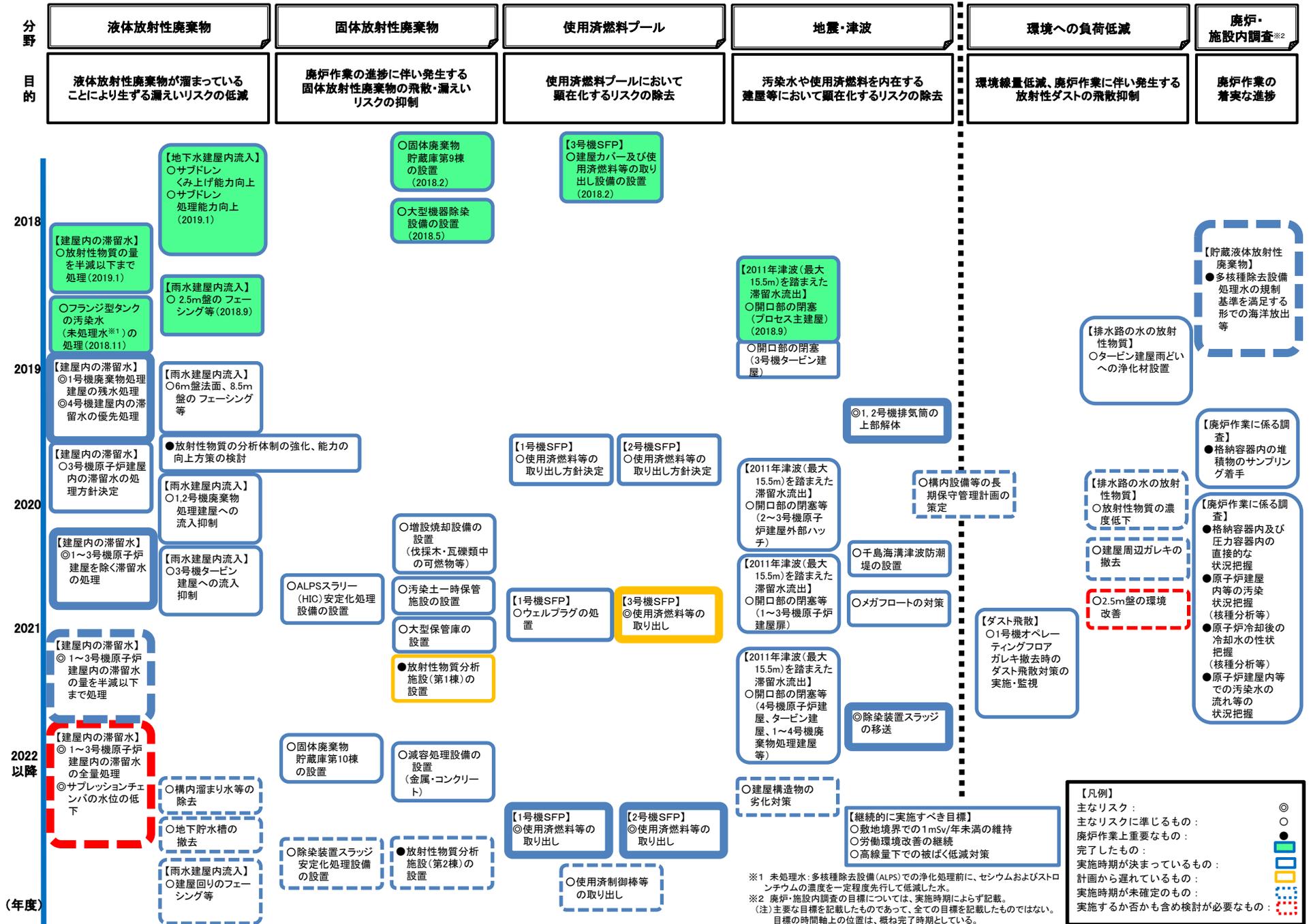
東京電力福島第一原子力発電所 (1F)



- 原子力規制委員会は、1Fの廃炉作業に関する目標を示すため、2015年2月に「中期的リスクの低減目標マップ」を策定。
- 廃炉作業の進捗状況に応じて見直し、目標の達成状況の評価を行っている。
- そのコンセプトは以下のとおり。
 - リスク低減目標マップの性格
残存リスクの提示に軸足を置きつつ、リスク低減作業工程の性格も持ち合わせたものとする。
 - 記載すべき目標
放射性物質に関するリスクの高い目標の記載を基本とし、廃炉完遂上関心の高い目標についても記載する。
 - 対象とする期間
3年程度を目安とする。
 - 目標の時間軸上の位置
概ね完了時期に置く。

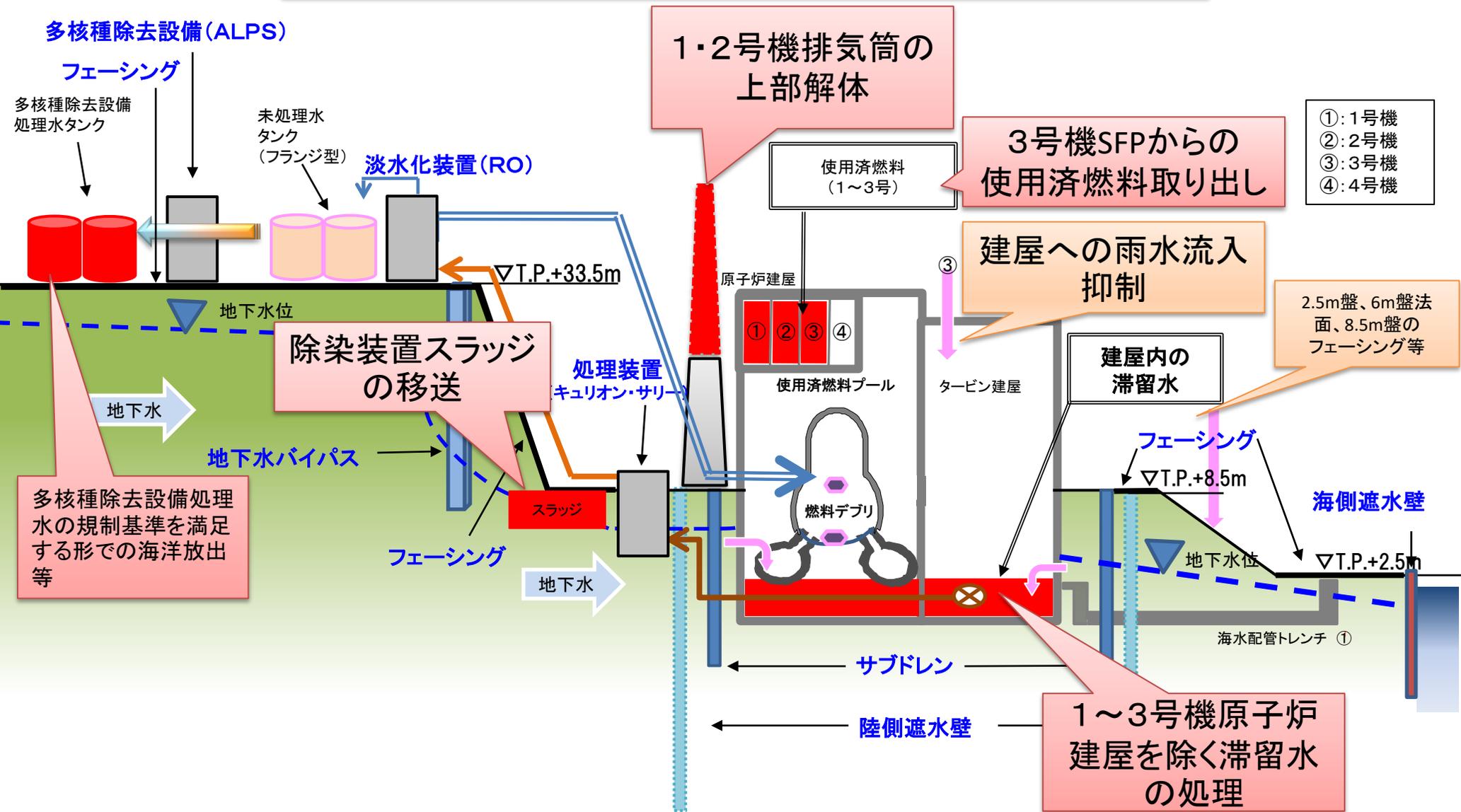
東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2019年3月版)

2019年3月6日
原子力規制委員会

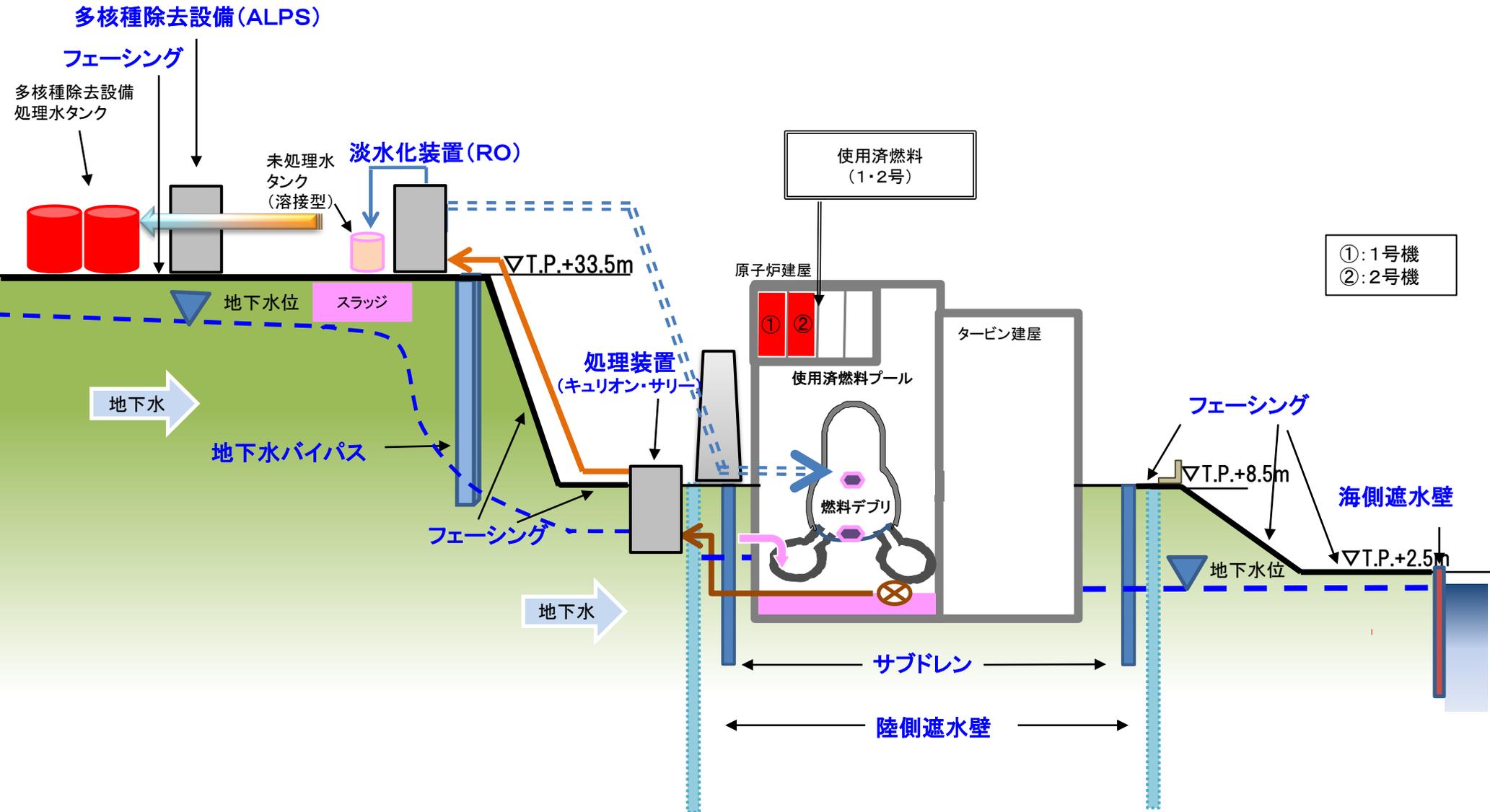


※1 未処理水・多核種除去設備(ALPS)での浄化処理前に、セシウムおよびストロンチウム濃度を一定程度先行して低減した水。
 ※2 廃炉・施設内調査の目標については、実施時期によらず記載。
 (注) 主要な目標を記載したものであって、全ての目標を記載したものではない。目標の時間軸上の位置は、概ね完了時期としている。

東京電力福島第一原子力発電所 2018年度後半



東京電力福島第一原子力発電所 2021年度末



福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量限度



「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」

(平成24年 原子力規制委員会決定)(抜粋)

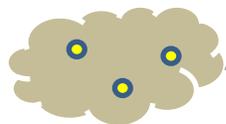
II.11.放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

○特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

○特に施設内に保管されている**発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。**



気体放射性廃棄物※



固体放射性廃棄物※



液体放射性廃棄物等※



敷地境界

敷地境界における実効線量(例)

< 1mSv/年

mSv/年

- 固体放射性廃棄物
- 液体放射性廃棄物等構内散水の影響含む)
- 気体放射性廃棄物

福島第一原子力発電所

※発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量

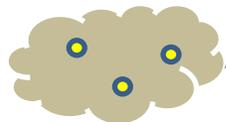
福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量（評価値）



○福島第一原子力発電所の発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量の評価値は、約0.9mSv/年である。



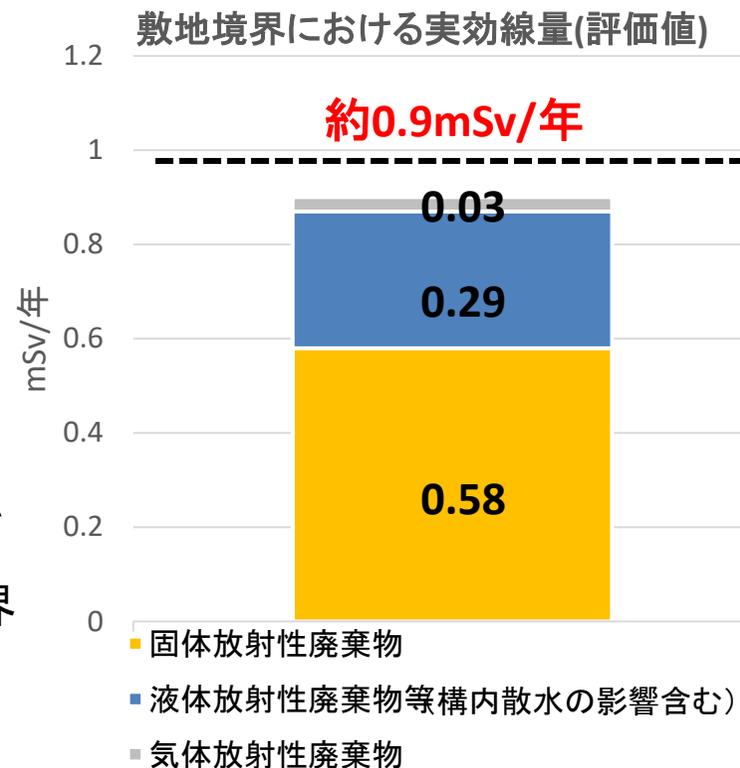
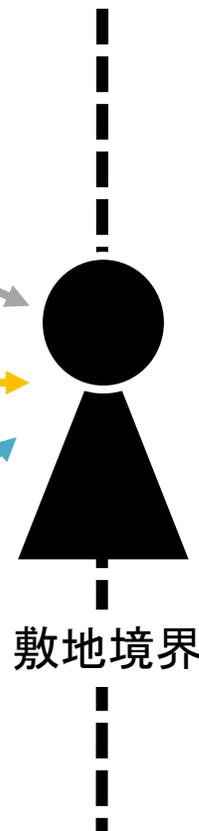
気体放射性廃棄物※



固体放射性廃棄物※



液体放射性廃棄物等※



福島第一原子力発電所

※発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量



- ✓ 原子力規制委員会は、1Fを特定原子力施設に指定し、施設の状態に応じた適切な管理を行うことを要求している。
- ✓ 原子力規制委員会は、中期的リスクの低減目標マップを策定し、東京電力による1Fの廃炉作業に係る取組を監視・評価している。
- ✓ 原子力規制委員会は、発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、1mSv/年未満とすることを求めている。
- ✓ 福島第一原子力発電所の発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量の評価値は、約0.9mSv/年である。